

## 訪問看護重要事項説明書【介護保険】

貴利用者様の訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第37号の第8条に基づいて、事業者が説明すべき重要事項は以下のとおりです。

### 1. 事業者（法人）概要

事業者名称	医療法人 札幌麻生脳神経外科病院
所在地	北海道札幌市東区北22条東1丁目1番40号
代表者名	理事長 斎藤 久泰
電話番号	電話 011-731-2321 FAX 011-731-0559

### 2. 事業所概要

事業所名称	訪問看護ステーション あざぶ
所在地	北海道札幌市東区北22条東1丁目1番40号
管理者	所長 旭 律子
電話番号	電話 011-712-0085 FAX 011-731-0559

### 3. 事業の目的と運営方針

#### 事業の目的

訪問看護ステーション あざぶ（以下、「本事業所」という）が行う指定訪問看護事業は、居宅において、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立ち、安全で適切な指定訪問看護の提供を確保するものとする。

#### 運営の方針

- (1) 本事業所の実施する事業は、利用者が要介護及び介護予防の状態となった場合においても、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持・回復を図るものとする。
- (2) 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（本事業）の実施においては、利用者の介護状態の軽減、若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、漫然を画一的なものとならないよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (3) 利用者の意志及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ち、丁寧であたたかいサービスの提供に努めるものとする。
- (4) 本事業の実施にあつては、利用者の所在する市町、居宅介護

支援事業所、保険医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努め、利用者が地域で暮らすことを支える。

(5) 本事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護事業所・地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。

(6) 本事業所の職員は、謙虚な姿勢で学び、自らその提供する本事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

#### 4. 本事業所の職員体制 (2024年4月1日現在)

職 種	常勤
管理者 (看護師)	1名
看護師	2名
理学療法士	1名
作業療法士	1名

#### 5. 営業日

営業日	月曜日～金曜日 ただし、祝日・年末年始 (12月30日～1月3日) を除く。
営業時間	午前8時30分～午後5時30分 通常の訪問看護を行う時間は、午前9時～午後5時とする

#### 6. サービス提供地域

通常の地域	札幌市東区・北区
-------	----------

\* 上記以外の地域への訪問看護について指示医の指示がある場合、交通費は実費の扱いとなります。料金表に基づきご説明いたします。

#### 7. サービスの内容

当事業所が、あなたに提供するサービスは以下の通りです。

曜 日	時間帯	内容
曜日 : ~ :		居宅サービス計画の内容に基づき計画された、「訪問看護計画書」によります。
曜日 : ~ :		
曜日 : ~ :		

\* 上記は契約時点のものです。利用者様、事業所の状況により変更する場合があります。

- (1) サービスの提供にあたっては、利用者様の要介護・要支援状態の軽減もしくは悪化防止と予防になるよう、計画的に適切なサービスを提供いたします。
- (2) サービスの提供は丁寧に行い、わかりやすく説明いたします。ご不明な点は職員に遠慮なくご質問をして下さい。
- (3) 本事業所は主治医に対し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出いたします。

## 8. 利用料金

利用料として介護保険法第 41 条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。

- (1) 利用者様は、本事業所の料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものといたします。
- (2) 利用料金のお支払い方法は口座振替でのお支払いとさせていただきます。利用料は月末日締めで 1 ヶ月単位とし、当月分を翌月に引き落としさせていただきます。なお、訪問開始直後で口座振替手続きが間に合わない場合のみ現金による集金で対応させていただきます。

### \* キャンセル料について

下記の状況に沿って、キャンセル料をいただきます。ただし、利用者様の体調の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求いたしません。

前日 17 時までの連絡	無料
当日の連絡（訪問前まで）	700 円（外税）
連絡がなかった場合	1000 円（外税）

予定された訪問看護の日程は、事業所の訪問状況が可能な場合、変更することが可能です。早めにご連絡ください。変更については、居宅介護支援事業所に報告いたします。

## 9. 緊急時および事故発生時の対応方法

- (1) 緊急時及び状態の急変等が生じた場合は、緊急対応の上、事前の打ち合わせに基づき利用者様のご家族、主治医への連絡を行い、医師の指示のもと速やかに対応いたします。また、担当の居宅介護支援事業所等に連絡いたします。

## 緊急連絡先

家族 氏名 続柄  
連絡先（昼）  
連絡先（夜）

主治医 医療機関名  
医師名 電話番号

## 居宅介護支援事業所等

事業所  
担当者 電話番号

- (2) 本事業所の訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに主治医・利用者様のご家族・市町村への連絡を行い、必要な処置を講じます。事故の状況・措置および原因の解明と再発予防策について速やかに事業所内で検討し、再発予防に努めます。
- (3) 本事業所の訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行います。当事業所は、損害賠償保険に加入しております。

## 10. 災害発生時の対応

地震・風雪水害などの自然災害発生時、または、警報などが発令された場合には、サービスの提供を中止する場合があります。災害の状況と安全を確認したうえで、利用者様の支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

### 11. 秘密の保持

当事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得た利用者様およびご家族に関する個人情報をご正答な理由なく第三者に漏らしません。秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続いたします。

### 12. 虐待の防止・身体拘束の適正化について

- (1) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会・研修を定期的実施しています。
- (3) サービス提供中に、当該事業所従業員または擁護者（現に擁護

している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

- (4) 当該利用者様の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束、その他利用者様の行動を制限する行為は行いません。身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者様の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録に残します。
- (5) 職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、職員がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

### 1 3. 感染症の予防及びまん延防止について

事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように次にあげる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びびまん延防止のための対策を検討する委員会を年2回以上開催します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びびまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業員に対し、感染症の予防及びびまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

### 1 4. サービスに関する苦情申し立て窓口

本事業所が行う訪問看護サービスについてのご相談・苦情は、下記窓口にて承ります。

○訪問看護ステーション あざぶ 所長：旭 律子
・電話の場合：011-712-0085
・面談の場合：札幌市東区北22条東1丁目1-40
○市役所・区役所、国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口
・札幌市役所 011-211-2547 (介護制度担当課)
・東区役所 011-741-2400 (保健福祉課)
・北区役所 011-757-2400 (保健福祉課)
・北海道国民健康保険団体連合会 011-231-5161 (苦情処理担当)

円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理手順は次のとおりです。

- ・苦情があった場合は内容を記録し訪問担当者に事実確認を行います。
- ・事業所内で検討会を行い、問題点・対応について検討し、相談者に対し具体的に対応を行います。
- ・苦情処理の結果を記録し、再発防止の検討を行います。

#### 15、サービス利用に際しての禁止事項について

事業所の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ、誹謗中傷等の行為

- (1) セクシャルハラスメントなど、ハラスメント行為
- (2) 職員の写真や動画撮影、録音、SNSへの投稿を無断で行う事
- (3) 上記の行為により健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は契約を解除させていただくことをご了承ください。

#### 16、サービス利用に際してのお願い

- (1) 訪問中の職員に対する飲食の提供は、事故防止、感染防止の観点からお断りしております。
- (2) ペットはゲージにいれる、リードにつなぐ等の配慮をお願いします。
- (3) 訪問中の喫煙はご遠慮ください。

令和 年 月 日

指定訪問看護の開始にあたり、利用者様に対して、重要事項説明書に基づいて重要事項を説明いたしました。

訪問看護ステーション あざぶ  
所在地 〒065-0022  
札幌市東区北 22 条東 1 丁目 1-40

(説明者) 氏名 \_\_\_\_\_ (管理者) 旭 律子 印

私は、本書面により、本事業所から訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受けました。

利用者様 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

ご家族 (代理人)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 利用者との続柄 \_\_\_\_\_

2019 年 7 月改定  
2020 年 1 月改定  
2020 年 8 月改定  
2020 年 11 月改定  
2021 年 4 月改定  
2021 年 8 月改定  
2022 年 7 月改定  
2024 年 5 月改定  
2024 年 7 月改定